

令和5年4月7日

保護者 様

香取市教育委員会

新型コロナウイルスの感染予防と今後の取組について

日頃より、本市の教育活動及び感染症対策に御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、国からは令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が、感染症法上で第五類の位置づけになることに伴い、令和5年4月1日以降の学校における感染症対策について新しい指針が示されました。また、千葉県教育委員会からも「新型コロナウイルス感染症 学校における感染対策ガイドライン」が示されました。香取市内学校では、新型コロナウイルス感染拡大防止と子供の健やかな学びを保障することの両立を図るため、別紙「**教育活動時に配慮すべき事項**（令和5年4月1日改訂版）**4月1日香取市ホームページに掲載**」にそって、教育活動を行ってまいります。また、下記の事項について、お子様に御指導いただくとともに、協力くださるようお願い申し上げます。なお、県の通知や地域の感染状況等により、対応を変更することがあることをご了承ください。

記

1 マスクの着用について

令和5年4月1日以降、学校教育活動の実施に当たっては、**児童生徒及び教職員については、マスクの着用を求めないことを基本**とします。

ただし、次の場面においては、児童生徒や教職員のマスクの着用を奨励します。

- ・登下校時の混雑したスクールバス等では、会話を控える又はマスクの着用を推奨します。
- ・校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合。

基礎疾患等の様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望する場合は、着用をしてください。

※学校では、児童生徒間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導していきます。

2 登校時の検温について

これまで同様、毎朝の検温と体調確認を必ず行い、お子様や御家族に発熱や風邪症状等があり、普段と体調が異なる場合には登校を控え、医療機関等へ速やかに相談してください。

3 学校への連絡 (1)～(5)の場合は、必ず学校へお伝えいただきますようお願いいたします。

- (1) お子様が発熱や風邪症状がある。
- (2) お子様が発熱や風邪症状がある。
- (3) お子様が発熱や風邪症状がある。
- (4) お子様と同居する御家族が、濃厚接触者に特定された、または発熱や風邪の症状がある。
- (5) お子様または同居する御家族がPCR検査、抗原検査を受ける。

※学校では、新型コロナウイルス感染症に関連するいじめや差別が起こらないよう指導を徹底してまいりますので、御家庭でも御協力のほどよろしく願いいたします。

4 発熱等の症状がある場合

日ごろ通院しているかかりつけ医等の地域で身近な医療機関に御相談ください（直接、医療機関を受診せず、事前に医療機関へ電話で相談をお願いします）。相談先に困った場合は、**千葉県発熱相談コールセンター【電話0570-200-139】**へ連絡してください。